第3次広島市男女共同参画基本計画の体系の整理

分野~に統合する

第2次基本計画(見直し後)

基本目標1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

- 1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 市の関係団体などにおける方針決定過程への女性の参画の促進
- メ 3 政策・方針決定過程の透明性の確保

基本目標2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立

- 1 女性の職業生活における活躍の推進
- 2 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進
- 3 農林水産業や商工業などの自営業における男女共同参画の推進
- 4 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進
- 5 職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備
- 6 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- 7 子育て支援策の充実
- 8 介護支援策の充実

基本目標3 地域における男女共同参画の推進

- 1 男性の地域活動への参画の促進
- 2 地域活動の方針決定過程への女性の参画の促進
- 3 地域活動における男女共同参画の促進
- 4 男女共同参画の視点からの防災・復興活動の支援
- 5 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

基本目標4 安心して暮らせる環境の整備

- 1 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備
- 2 外国人市民に対する支援の充実
- 3 ひとり親家庭に対する支援の充実
- 4 雇用に関連して貧困など様々な問題を抱える人への対応
- ★ 5 誰もが暮らしやすい社会の基盤づくり

基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

- 1 女性に対するあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応
- 2 配偶者からの暴力の防止と被害者への支援の充実
- 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止と被害者への支援の充実
- 4 女性や子どもに対する性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進

基本目標6 生涯を通じた女性の健康支援

- 1 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進
- 2 性と生殖に関する健康と権利の浸透
- ★ 3 健康を脅かす問題についての対策の推進

基本目標7 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

- 1 国際社会の動向への理解の推進
- 2 男女共同参画の視点からの国際交流・協力、平和活動の推進

基本目標8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

- 1 人権教育・生涯学習の充実
- 2 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進
- ★ 3 メディアにおける男女の人権尊重の促進
 - 4 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実

基本目標9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施

- 1 国、県、市町、経済団体等との連携強化
- 2 市民やNPO、企業等との連携・協働

X

3 男女共同参画の調査研究の実施

第3次基本計画(案)

基本方針1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

- 1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ▲ 2 市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の促進
- 3 防災分野における女性の参画の拡大

|基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立

- 1 女性の職業生活における活躍の推進
- 2 職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備
- ▼ 3 男性にとっての男女共同参画の推進 🔻

・「理解」の促進・家事等への「参加」の促進

ここにLGBTを含める

人権教育のみ(生

涯学習は2へ)

- 4 子育てや介護等の支援の充実
- 5 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進
- 6 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進

子育て支援〜と合体する

基本方針2の「男性 にとっての男女共同 参画」に含める

基本方針3 安心して暮らせる社会の実現

- ▼ 1 生活上の困難を抱える女性等への支援 ▼
- 2 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進
- 3 性と生殖に関する健康と権利の浸透

- 基本方針4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援 1 女性に対するあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応
- 2 配偶者からの暴力の防止と被害者への支援の充実
- 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止と被害者への支援の充実
- 4 女性や子どもに対する性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進

基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

- 1 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進
- 2 男女共同参画推進拠点施設における取組の推進
- 3 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進
- 4 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実
- 5 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

人権教育と生涯学習を切り離し、生涯学習は基本方針5の「男女共同参画推進拠点施設に~]へ

基本方針ではなく、「計画 の推進体制」として別章に て位置付ける